

**地域ケアシステムにおける市町村社会福祉協議会の役割とこれから  
—合併後の現状と課題の分析を踏まえて—**

**小坂田 稔・堀川 涼子**

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第53号抜刷）

論 文

## 地域ケアシステムにおける市町村社会福祉協議会の役割とこれから —合併後の現状と課題の分析を踏まえて—

The role and future of the cities, towns and villages council of social welfare in construction of the community care system

小坂田 稔・堀川 涼子

キーワード：地域福祉・地域ケアシステム・市町村社会福祉協議会

### 1. はじめに

今日、地域福祉は、わが国の社会福祉の根幹的取り組みと位置付けられており、その中核的推進団体が市町村社会福祉協議会（以後、市町村社協）である。しかし、社協活動は、介護保険を中心とした事業や行政の受託事業が主たる取り組みとなっており、地域福祉推進において、本来の役割を果たし得ていない状況にある。特に、市町村合併に伴う市町村社協の合併後において、この傾向は益々強まっているように見える。

本論文は、こうした市町村社協への問題意識を基にした調査により、市町村社協の置かれている現状を分析し、この結果から、特に、現在、地域福祉に不可欠となっている地域ケアシステムの構築に向けての役割と課題、これからの市町村社協のあり方を考えていく。

### 2. 調査の方法

岡山県下の合併により本所となった市町村社協 29 箇所及び支所となった旧町村社協 52 箇所を対象として、配票調査法による実態調査を実施。調査の実施は、2006 年 11 月、回収率は、本所 65.5%、支所 65.4%であった。また、岡山県内の先進的活動を行なっている社協の実践調査もあわせて行った。

### 3. 社会福祉協議会及び活動

#### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、1951 年の社会福祉事業法の成

立とともに、わが国においてコミュニティオーガニゼーションをめざす民間団体として誕生し、市町村社協は 1983 年に法制化された。その後、2000 年の社会福祉法（社会福祉事業法の改定）において、市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（第 109 条）として、地域福祉推進の中核としての役割が法的にも明確に示された。

#### (2) 地域福祉とは

地域福祉とは、「地域社会における人間性の回復を目的とする行為」<sup>[1]</sup>であり、「地域社会において福祉利用者の人間らしい生活の場（生活の質）を確保し、高めようとする、いわばノーマライゼーションの実現のために必要な基礎的な方策であり地域活動である」<sup>[2]</sup>といえる一連の取り組み（営み）である。そしてその取り組みは、「地域住民が地域で暮らす自分と異なった他人の存在を承認した上で、その他人とともに生きるために協働して実現すべき問題を共に担い合う諸活動」<sup>[3]</sup>であり、住み慣れた地域（コミュニティ）におけるいきいきとした暮らしづくりである。

そのための具体的な活動として、「予防的福祉活動」「在宅ケア・サービス」「専門的ケア・サービス」「福祉増進サービス」「環境改善サービス」「組織活動」がある。（図 1）<sup>[4]</sup>これらの活動を丹念に、有機的に行っていくことにより、地域福祉のめざす「住み慣れた地域におけるいきいきとした暮らし」は実現する。こ

のような地域福祉活動を、地域福祉推進の中核団体である市町村社協は取り組んでいくことが必要であり、その実践なくして「住み慣れた地域でのいきいきとした暮らし」は見えてはこない。

のであり、そのように位置付けられたといえる。そしてこのことは、すなわち「地域福祉推進の中核団体」である市町村社協の位置や役割の重要性を示すものであり、社協活動のあり方が問われているといえるのである。



図1 地域福祉の構成要素

### (3) 地域福祉の位置付け

少子・高齢化や核家族化、地域力の脆弱化などが急速に進むが国の今日的状況において、地域福祉の重要性は益々大きくなっており、2000年における社会福祉法制定において、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における、福祉サービスの共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図る。」（第1条）として、これからのわが国の社会福祉の根本は地域福祉であることが法文上において明確に示されたのである。

このように地域福祉は、その実践成果の有り様によってわが国の社会福祉を決定付けていく意味を持つも

## 4. 岡山県内の市町村社協の現状

### (1) 予防的福祉活動の実施状況

#### ①在宅訪問・地域訪問の状況

地域での暮らしにおいて、様々な問題を抱え、要援護になった時、多くの人々は援助を求める声を出さず、問題の深刻化・長期化・重度化を生来させている。すなわち「ニーズは眠る」のである。<sup>1)</sup> このため、地域福祉には眠ったニーズを起こし、早期にニーズを発見していくこと（ニーズキャッチ）が必要となる。（予防的福祉活動）ニーズの早期発見には、来所相談を中心とした「待ち型」の活動ではなく、積極的にこちらから出かけて、ニーズを掘り起こしていく「攻め型」の活動（アウトリーチ）<sup>2)</sup> が重要となる。

こうした在宅訪問・地域訪問活動への市町村社協の取り組み状況を見ると、外出活動を行っている社協は、「ほとんど外に出ている」「どちらかというと外出活動の方が多い」を合わせて本所 15.8%、支所 5.8%と 1割程度でしかない。逆に「ほとんどデスクワーク中心」「どちらかというとデスクワークが多い」とデスクワーク中心の社協が本所 52.7%、支所 80.0%となっている。特に支所は、8割とほとんどの所において、ニーズが見えてくるのを待つ形となっており、社協活動の基本である「ニーズ基本の原則」<sup>3)</sup> からは遠い現状にあると言える。（図2・3）支所は合併後の人員体制の縮小が大きな原因となっていると考えられる。しかし、このことは小地域における地域福祉の放棄につながるものであり、地域福祉は、ニーズキャッチという活動の出発点ですでに停止状態にあるといえよう。

#### ②実態調査の実施状況

最近 3 年間における実態調査の実施状況を見ると、実施社協は本所で 31.6%と約 3割にとどまっており、

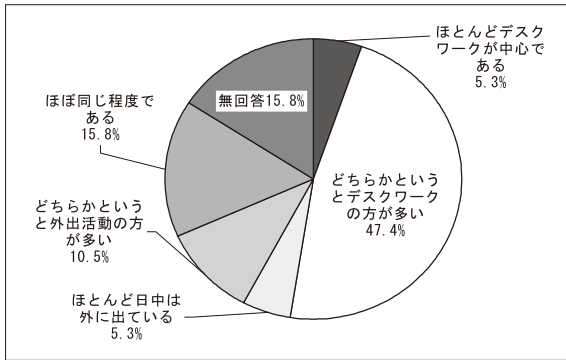


図2 在宅訪問・地域訪問状況 (本所)

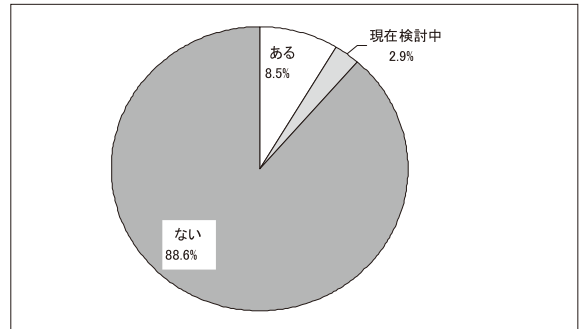


図5 最近3年間での実態調査実施状況 (支所)

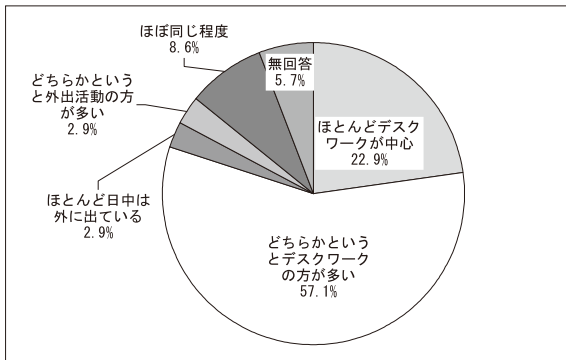


図3 在宅訪問・地域訪問活動実施状況 (支所)

支所においては、8.5%と1割にも達しない状況となっている。(図4・5) このことは、先のアウトリーチと同じく、ニーズキャッチへの取り組みの絶対的な不足を示しており、ニーズの把握なき活動、地域診断なき活動の実態がうかがえる。個別援助が住民一人一人の個別のニーズ把握から始まるように、地域福祉に重要となる地域組織化活動は、地域の問題把握から始

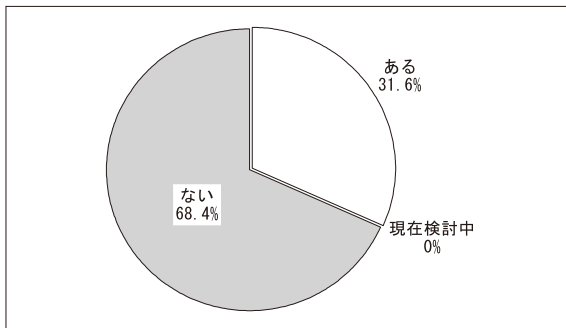


図4 最近3年間での実態調査実施状況 (本所)

まる。すなわち地域調査と地域診断である。<sup>4)</sup> このことの未実施は「住民活動主体の原則」による地域組織化への取り組みの未実施を意味している。

また、実態調査の不足は、社協職員の問題意識の薄さとともに、実態調査への一連の取り組みによって培っていくことのできる調査技術の専門性の低さを示している。

## (2) 環境改善活動の実施状況

地域福祉には「現存する社会資源を利用し、コーディネートするだけでなく、社会資源を利用者のニーズに即して柔軟に改善、拡充、拡大し、さらには地域に働きかけ、新しい社会資源を開拓、開発していく」<sup>[5]</sup> 活動、すなわち環境改善活動が重要となる。

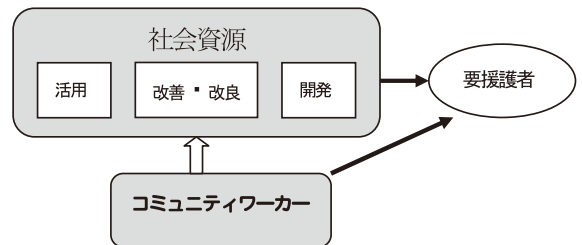


図6 社会資源への3つの関わり

こうした環境改善活動の市町村社協の取り組み状況をみると、過去5年間でも行政等に対しての要望・提言を行ったところは本所26.3%、支所31.4%と約3割しかない状況である。(図7・8) この原因のひとつとして、先にみた地域訪問活動や実態調査活動の少

なさが考えられる。地域にある問題や課題、生活ニーズを把握できていない現状においては、社会資源の改善や新たな社会資源の必要性は見えることはない。すなわち要望や提言活動（ソーシャルアクション）の必要性は生まれてこないのは必然である。予防的福祉活動の不十分さが環境改善活動の不十分さにつながっている。

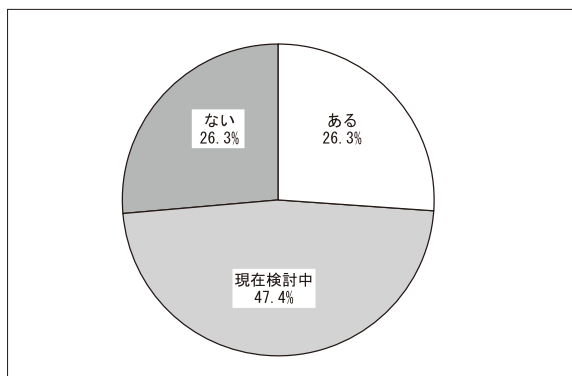


図7 最近5年間の要望・提言活動の状況（本所）

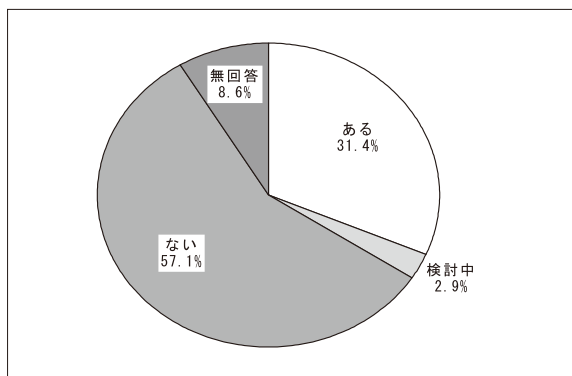


図8 最近5年間の要望・提言活動の状況（支所）

### (3) 地域組織化の状況

地域組織化活動は地域福祉における最も重要な活動といえる。<sup>5)</sup> この活動には様々な取り組みがあるが、ここでは地域組織化の代表的な取り組みである地区社協<sup>6)</sup>の組織化についてみる。

本所では、68.4%、支所では27.2%、これから予定しているところを合わせると、約8割の市町村社協が、地区社協の組織化には取り組んでいる。(図9・

10) この取り組みは、コミュニティオーガニゼーションの根幹であり、「住民活動主体の原則」に基づき、住民自らが様々な活動を行っており、地域でのいきいきとした暮らしづくりへの土壌が作られている。しかし、市町村社協は、地区社協組織化後の育成活動が十分ではなく、継続した取り組みとはなっていない。

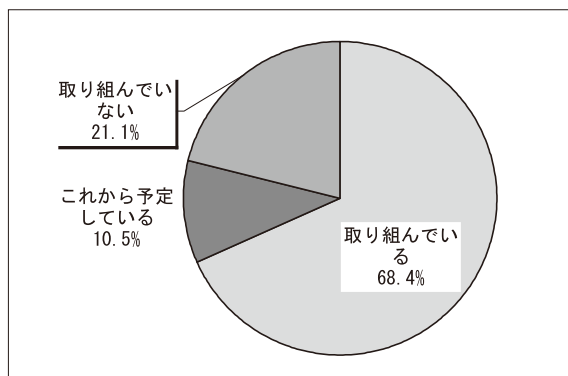


図9 地区社協組織化の取り組み状況（本所）

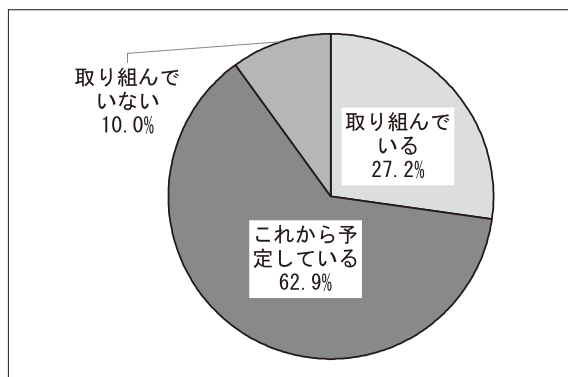


図10 地区社協組織化の取り組み状況（支所）

## 5. 地域ケアシステムと市町村社協

### (1) 地域ケアシステムとは

これまでの取り組みは、ニーズキャッチが遅く、また偶々の発見であることが多かった。また要援護者への支援も遅く、縦割りのサービス提供となっていた。地域ケアシステムの目的は、こうした現状を打開し、要援護者のいきいきとした暮らしづくりを実現することであり、すべての地域住民の「住み慣れた地域におけるいきいきとした暮らし」の実現である。そのため、

地域ケアシステムには、「ニーズの早期発見機能」「ニーズへの早期対応（支援）機能」「ネットワーク機能」「困難ケースの対応（スーパービジョン）機能」「社会資源の改善・改良・開発機能」「福祉教育機能」の6つの機能をシステムとして組み込み、包括的・継続的・総合的に取り組んでいくことを可能としている。（図20・21）<sup>〔6〕</sup>つまり、これからの地域福祉において、地域ケアシステムづくり、およびこれをベースに置いた活動は不可欠なものと言えるのである。

## （2）市町村社協の地域ケアシステムへの取り組み状況

### ①地域ケアシステムについての認識

市町村社協職員の地域ケアシステムについての認識・理解状況は、本所では、52.6%とシステムの必要性、目的、さらには6つの機能についても知っているところは約半数にとどまっており、支所では、8.6%と1割にも満たない。（図11・12）地域ケアシステムの機能を知らない状況では、システムづくりへの取り組みは厳しいと言える。特に、支所の理解が無いのは、本所職員と比べて地域ケアシステムについて学ぶ機会が少ないことが一因と考えられる。合併後、支所職員の研修への参加は極端に減少しており、研修内容は参加した職員からの報告の形となっている。

こうした認識程度であるため、地域ケアシステムづくりがこれからの地域福祉の根本課題であり、地域福祉推進の中核団体である社協こそが、誰よりも積極的にこれに取り組むべきであるとの認識は低く、「社協

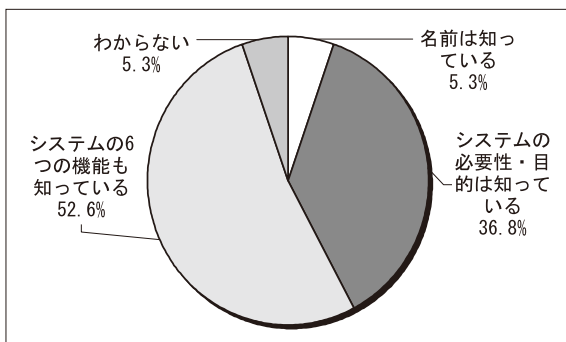


図11 地域ケアシステムの認識状況（本所）

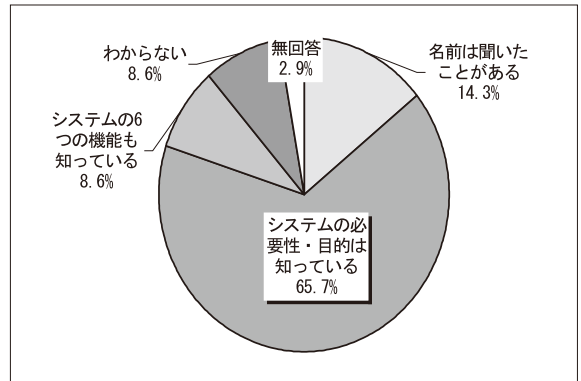


図12 ケアシステムの認識状況（支所）

が中心となって積極的に取り組んでいくべきである」としたのは、本所では21.4%（4社協）に過ぎず、支所では18.4%（9社協）と、いずれも2割程度となっている。市町村行政や地域包括支援センターの活動であるとの考えが主となっている。

### ②小地域ケア会議への取り組み状況

地域ケアシステムに求められるネットワーク機能として、地域住民と専門職とのネットワークである「小地域ケア会議」の設置が求められる。<sup>7)</sup>

この取り組みは、地域福祉における「組織活動」にも位置付けられるものであり、地区社協と専門職との協働活動の場として重要な意味を持つ。

この取り組みの状況をみると、本所では、「取り組んでいる」と「これから予定している」を合わせて47.3%と約半数が取り組みを考えているが、支所では、28.6%と3割程度しか取り組む姿勢がない。（図13・14）先に見た地区社協の組織化への取り組みに比べて、小地域ケア会議への取り組み姿勢は極めて低いと言える。このことは、地区社協活動や地域での要援護者支援に継続的・積極的に関わって来なかったために、地域での問題解決の困難さを実感でき得ていないことが、その必要性を感じさせない要因と言えよう。さらにここでも、外に出ていく姿勢の弱さが、こうした時間と根気の必要な取り組みを敬遠させている。

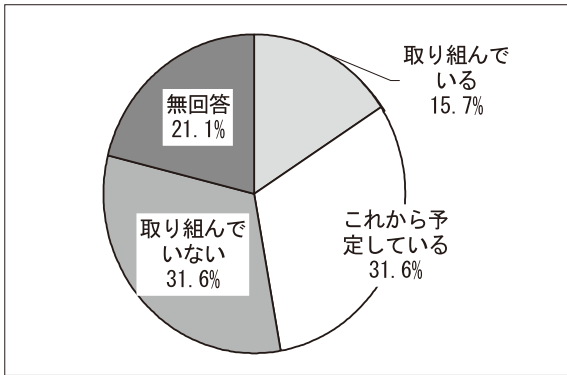


図 13 小地域ケア会議取組み状況 (本所)

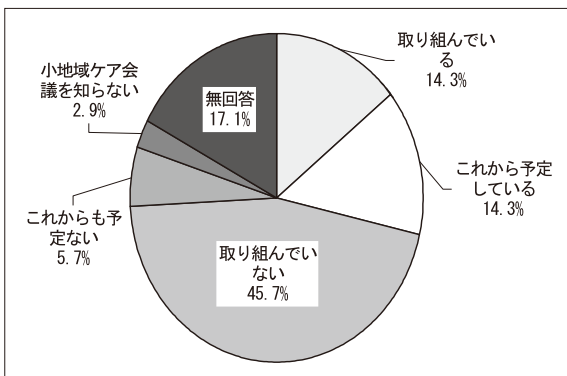


図 14 小地域ケア会議取組み状況 (支所)

### (3) 先進的取組み状況～総社市社協の取組み

地域ケアシステムへの取組みが遅れている状況において、岡山県総社市社協<sup>8)</sup>の取組みは、これからの社協活動のあり方を示している。

本社協は、地区社協を14ヶ所、さらに小地区社協6ヶ所を組織化し、ふれあいサロン<sup>9)</sup>は95ヶ所を数える設置となっている。小地域福祉活動の推進を社協の根幹活動と位置づけ、これらを基礎として、「見守り活動」「ふれあい活動」「個別支援活動」を展開している。地域組織化を着実に進めながら、地域住民および個別の要援護者の支援に取り組んでいる。さらにこうした活動の積み重ねから見えてきた「小地域ケア会議」を平成19年度の重点事業と位置づけ、取り組んできている。その結果、市内21ヶ所(13地区社協)に小地域ケア会議の設置を実現した。この会議の必要性を理解してもらうため、地域住民とともに地域を歩

く地域探検や地域福祉マップの作成を行ない(地域診断)、この結果による気づきを基にした地域課題・問題、地域社会資源状況についての話し合いを重ね、小地域ケア会議設置へとつなげている。このように、3「けん」活動の展開—「探検たんけん」「発見はっけん」「放っとけん(放っておけないの岡山地方の方言)」により、地域問題の「気づき」を地域支援の「築き」へと高めている。こうして設置した小地域ケア会議は、①地域が抱える問題の把握と共有化②福祉情報の集約及び提供③新たなサービスづくりに向けての取り組み④地域で支えあう仕組みづくり⑤援助が困難な人への対応の5つのことを主たる目的として取り組みを進めている。<sup>10)</sup> このような取り組みを進めていくため、本社協では、職員の地区担当制をとり、小地域ケア会議・地区社協・民生委員児童委員協議会・地区福祉委員会・ふれあいサロンを一括して担当し、各職員がそれぞれの地区の地域福祉推進について責任を持って取り組んでいくこととした。これにより、全職員の意識と意欲、さらにはその専門性が高まってきている。こうした積み重ねにより、先の小地域ケア会議の5つの目的が達成され、様々な活動成果が生まれてきている。<sup>[7]</sup> すなわち、地域福祉のめざす「住み慣れた地域でのいきいきとした暮らしづくり」に向けて必要である地域ケアシステムが持つべき6つの機能に関わる活動の基盤が確実に作られてきているのである。さらに、小地域ケア会議では合同連絡会を開催し、そこ



出所：参考資料 [7] 67 頁より

図 15 総社市における小地域から市全体に向けた課題共有の流れ

でのワークショップ実施などにより、活動成果の普遍化を図っている。これら一連の活動を見ると、本社協が、社協の活動の5つの原則（①住民ニーズ基本の原則②住民活動基本の原則③公私協働の原則④民間性の原則⑤専門性の原則）をしっかりと踏まえながら活動を展開していることがわかる。社協が、しっかりとした意識と理論とビジョンを持って取り組めば、地域生活や支援の有り様を大きく変えていくこと、社協の持つ役割がいかに重要であるかということを総社市社協の実践は教えてくれる。このことを私たちは謙虚にそして真摯に学ばなければならないと言える。

## 6. 社会福祉協議会の課題とこれから

### (1) 受託事業・事業型としての社協

これまで見てきたように、地域福祉推進の中核としての役割を持つ社協であるが、地域訪問等の外出活動や実態調査活動を中心とした予防的福祉活動、社会資源の改善・開発の環境改善活動、地区社協や小地域ケア会議等の組織化活動など、地域福祉の様々な活動が不十分な状態にある。地域福祉活動の基本は「地域を知ること」であり、そこから地域福祉活動は始まる。しかし、そのことが行なわれていない理由として、「内部での事務仕事が多い」ことが最も多く（36.5%）、次いで「出かけると事務所が留守になる」（25.0%）「事業や行事の企画が多い」（17.3%）が上げられている。（図16）このことは本所・支所ともにほぼ同じ状況となっている。このことのさらなる背景として、受託事業や介護保険事業の増加が考えられる。1994年、全国社会福祉協議会が「事業型社協」の推進を提案したことにより、市町村社協は公的な在宅サービスの有力な供給主体となり、その役割を積極的に担っていった。その後、1997年に国庫補助基準額の算定として事業費補助方式が導入され、社協はよりホームヘルプサービス等の提供事業体となっていった。さらにこれに介護保険制度導入と市町村合併が加わった。これにより、社協職員は、受託事業と収益サービス事業の増加に伴う事務とニーズ把握のないままの行事に追われることとなった。特に支所においては、合併による職員数減

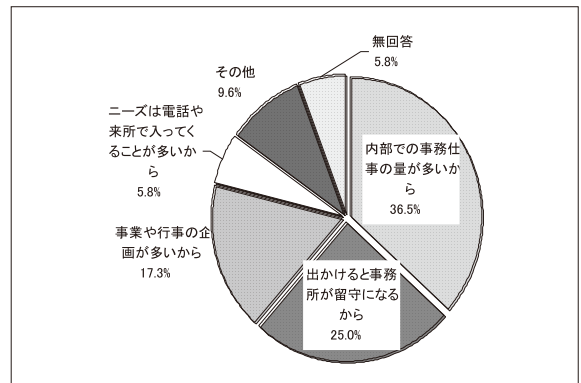


図16 デスクワークが多い理由（本所）

少により、事務所の留守番役も果たさざるを得なくなった。こうした受託事業・在宅事業を主とした事業型の社協の姿が今回の調査から浮かび上がってくる。<sup>11)</sup>

しかし、市町村社協が、在宅サービスに取り組むことの意味は決して小さくはない。ただ単なるサービス提供ではなく、地域福祉の視点から、地域住民とともに、サービスを組み立て、実施していくことができれば、地域でのいきいきとした暮らしの保障が見えてくる。しかし、逆に、地域福祉についての理論とこれに基づく実践が不十分な状況の中で、単なるサービスの提供のみに終わっている。在宅サービス部門の職員と地域福祉部門の職員との連携も不足していることもあり、社協の中の一つの在宅サービス事業所となっている。

今、社会福祉協議会には、「社会福祉協議会に課せられた『地域組織化機能』と『在宅福祉サービス実践機能』をどのように結びつけていくか、『住民主体・自主性・民間性』と『公共性・公私協働性』をどのように考え統合していくかが問われている。」<sup>[8]</sup>といえよう。

### (2) 市町村合併の与える影響

市町村社協の活動に合併はどう影響しているのか。本所・支所ともに「かなりよくなった」とする社協は皆無であった。「どちらかというよくなった」が本所は30.8%であるのに比して、支所では15.6%に過ぎない。逆に「活動が後退した」では、本所は23.1%で



あるのに比して、支所は62.5%となっており、本所より支所に合併の影響が大きいことが伺える。(図17・18)

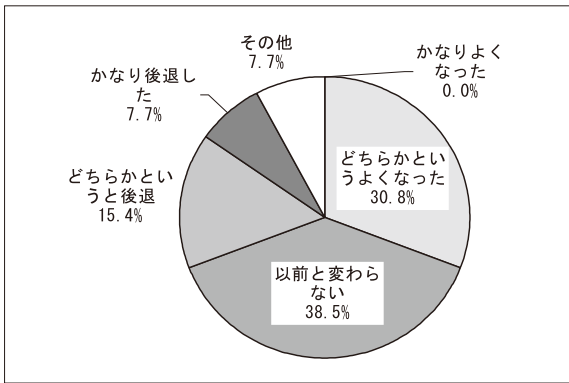


図17 合併による変化 (本所)

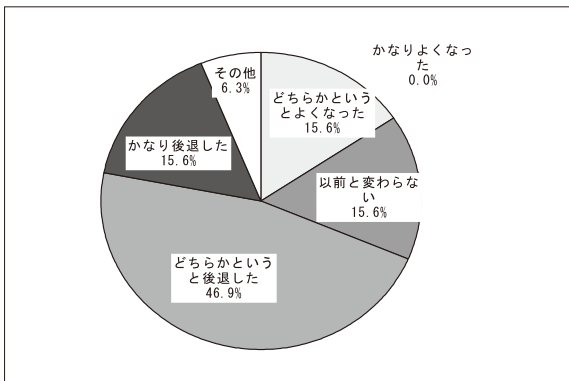


図18 合併による変化 (支所)

活動後退の理由として、エリアの拡大にともなうきめ細かい、機動性のある活動の難しさや本所と支所との連携の難しさ等が上げられている。(図19) 活動対象エリアの拡大による活動の拡散を防いでいくためには、むしろ小さな地域を単位とした取り組みが重要であり、玉野井の指摘するように「『地域』という(略)人間等身大の視座に立つと、その世界に『生活者』という地域の担い手が現れ」「生活者という、そういう地域の担い手の姿を見つめますと、日常的責任を持って生活している人たちの顔やかたちや振舞が浮び上がってきます。その生活者たちは、地域における土と水が

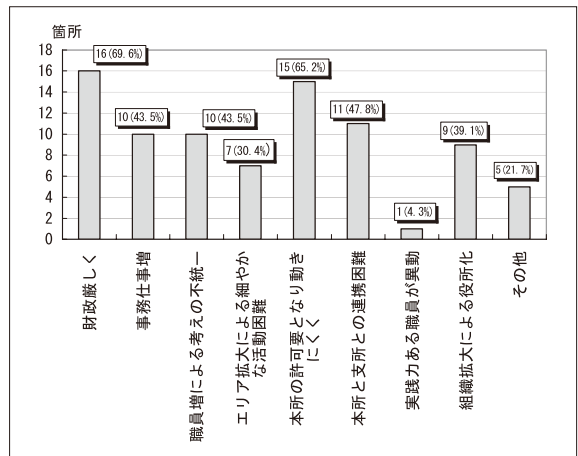


図19 社協活動後退理由 (支所)

ら成る日常性の生態的生活環境の中で、生命を生み出し、生命を育て、生命を守っている。」<sup>[9]</sup> ことに気づくことができる。地域福祉の単位として小地域を重視するのは、住民自身が、その生活の有り様を自ら決定することが可能であるからであり、単位が小さいことが、自治の条件だからである。合併に伴う圏域の拡大と職員の縮小の中で、どのように「小地域」に入り、活動を展開していくのか、より意識的な取り組みが求められている。

### (3) 地域ケアシステムにおける社会福祉協議会の役割

地域ケアシステムに込めた6つの機能のうち、社協が主に役割を担うのは、「ニーズの早期発見機能」「ネットワーク機能」「社会資源の改善・改良・開発機能」「福祉教育機能」の4つである。つまり、社協がこれらの取り組みを進めない限り、地域ケアシステムの確立は困難と言えるのである。しかし、これまで見てきたように、これらの取り組みはすべて不十分な状況となっている。さらに深刻なのは、地域ケアシステムそのものについての社協職員(特に支所職員)の理解が十分ではなく、自らが中心となって取り組むべき活動との認識が薄いことである。

地域ケアシステムはこれからの地域福祉の緊急の課題であり、これを基にした取り組みによって、地域福

社のめざす「住み慣れた地域でのいきいきとした暮らし」は実現可能となる。つまり、市町村社協が地域ケアシステムの持つ意味と機能等について認識し、一つの活動に積極的に取り組んでいくことが不可欠といえる。そのためには、受託事業中心・事業型社協としてのあり方を見直し、「地域福祉」を実践していく体制と姿勢の確立が必要である。最近の実践の中から見えてきているのは、地域ケアシステムの7つめの機能—「専門力（性）育成機能」である。これは副次的な機能ではあるが、地域ケアシステムにより活動を行なうことにより、専門職は支援の視点や方法・技術等についての様々な学びを、仕組みとして行なうことが可能となるのである。システムは社協職員を育ててくれることも忘れてはならない。

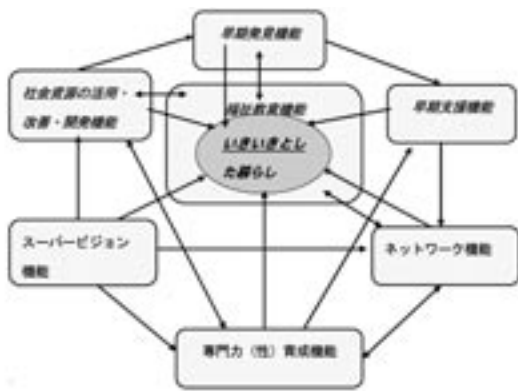


図 20 地域ケアシステム機能

## 7. おわりに

地域福祉とは、非効率的な活動の積み重ねである。潜在化しているニーズを発見するための活動から始まり、要援護者との信頼関係づくり、様々な専門職・機関・団体との連携、地域住民とのつながりづくり、協働支援活動の展開に至るまで、粘り強く、継続した取り組みが求められる。こうした活動は、事務所に居ただけで可能になるものでは決してない。しかし、今回の調査結果から見えてきた実態は、地域福祉に取り組まない（取り組めない）市町村社協の実態であった。優れた実践を展開している社協がある一方で、「社会福祉

協議会の『協議会』という名称が示す『ケアシステムを含んだ福祉コミュニティづくりのために地域住民や関連団体が協力して協議する会』という本来の社会的使命への認識は薄い<sup>[10]</sup>社協がある。特に支所においては合併後その傾向が強くなってきている。しかし、社会福祉法が示しているように、地域福祉は今後益々重要となっており、その中核団体である市町村社協の役割も益々大きくなっている。福祉に重みがなくなり、人の暮らしや命が軽んじられている今、住み慣れた地域で、最後まで自分の人生を生き切れる、その保障をしていく取り組みが求められている。その第一義的責任は市町村行政にあることはもちろんであるが、市町村社協にもそれと同じ程度の責任があることの認識を持って、地域ケアシステム確立に向けて取り組んでいくことが求められている。

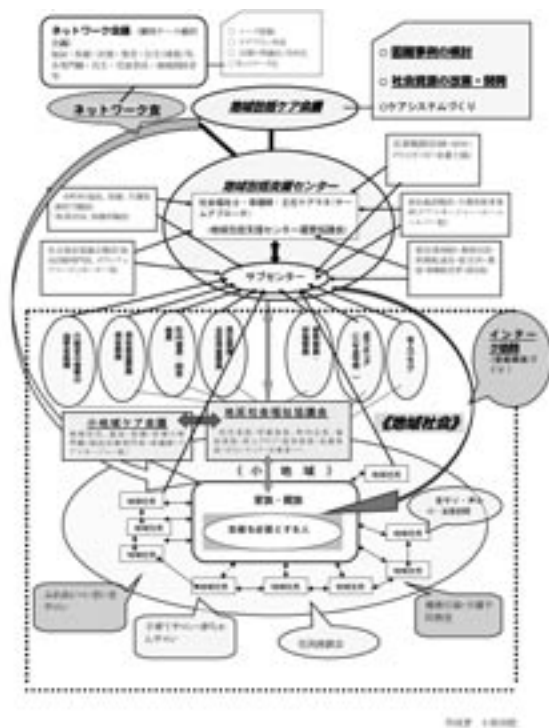


図 21 地域包括ケアシステム図

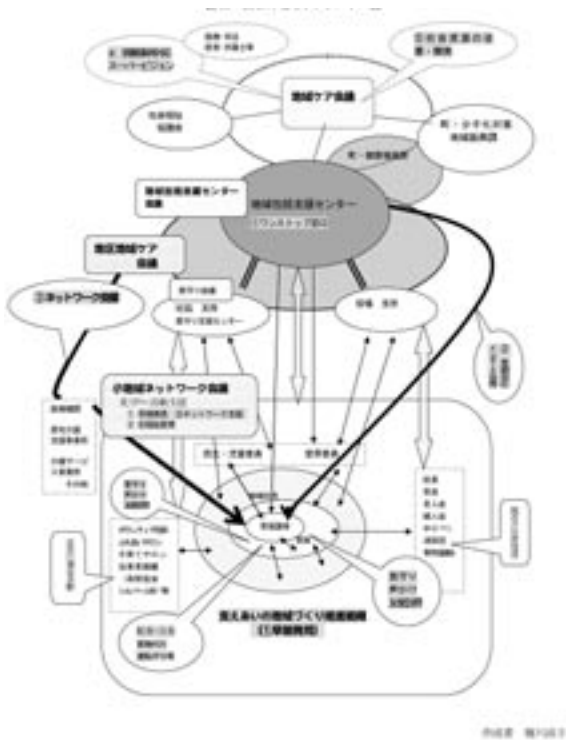


図 22 美咲町地域包括システム図

## 注

- 1) ニーズを眠らす原因として、「意識の壁」「情報の壁」「制度・サービスの壁」の3つの壁がある。
- 2) 社会福祉専門職・機関・団体が潜在的な要援護者に積極的に関わり、援助を受けることを実現させていく積極的な取り組みのことをいう。
- 3) 「新・社会福祉協議会基本要項」（1992年）において、社協活動原則として「住民ニーズ基本の原則」「住民活動主体の原則」「民間性の原則」「公私協働の原則」「専門性の原則」を示している。「住民ニーズ基本の原則」は、社協は広く住民の生活実体・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した（基本にした）活動を進めるという原則である。
- 4) 地域組織化を進めていくためには、対象となっている地域がどのような福祉・保健などの問題を抱えているのか、どのような生活ニーズが未解決となっているのか、その地域の政治的・経済的・文化、伝統的・組織的構造との関係は、住民の意識状況は、などについて

住民とともに把握していくことが重要である。

- 5) 地域組織化は、住民サイドからの組織化、住民の福祉への参画、意識・態度の変容を図り、福祉コミュニティの形成をめざす組織化活動である。
- 6) 小地域福祉活動に取り組んでいくために、公民館等を拠点として、小学校区等を単位に、地域住民自らが協議会を組織し、運営している。こうした組織化を市町村社協が行い、その活動費や運営、活動を支援していく。
- 7) 地域ケアシステムには、「保健・福祉・医療等の現場専門職のネットワーク」「地域住民のネットワーク」「地域住民と専門職とのネットワーク」「弁護士等のより高い専門職のネットワーク」の4つのネットワークが組み込まれている。「小地域ケア会議」は「地域住民と専門職とのネットワーク」である。
- 8) 総社市は人口67,961人、世帯数23,571世帯、高齢化率21.1%（平成19年3月現在）の市であり、総社市社協は、旧総社市・旧山手村・旧清音村の社協が合併して誕生した。
- 9) 虚弱高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者さらには子育て中の親子等を対象として、公民館等を会場に、地域住民とのつながりの場、仲間づくりの場、外出の場、支えあいの機会づくり等を目的に、地域住民とこれら当事者とが協力して開催しているサロンのこと。
- 10) 総社市においては、合併前に、3つの市村の行政・在宅介護支援センター・社会福祉協議会職員等で「総社地域ケアシステム研究会」を結成し、新総社市の地域ケアシステムの構築について検討してきた。その結果、「小地域ケア会議」「地域ケア会議」を提唱した。構成人員15～30名程度、地域住民代表（民生委員・地区社協・福祉委員・自治会など）・社協・行政・地域包括支援センターが構成メンバー、毎月又は2ヵ月ごとに定例的に開催。行政職員も必ず参加となっている。
- 11) 「2003年度社会福祉協議会活動実態調査」によれば、社協の72.3%が訪問介護、44.0%が通所介護、29.8%が訪問入浴の事業を行なっている。

## 引用・参考文献

- [1] 小坂田稔『社会資源と地域福祉システム』明文書房2004年19頁
- [2] 大澤隆「地域福祉の推進方法」精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『地域福祉論』ヘルス出版2000年

111 頁

- [3] 上野谷加代子「地域福祉力形成活動」右田紀久恵他編『福祉の地域化と自立支援』中央法規出版 2000 年 23 頁
- [4] 永田幹夫『改定地域福祉論』全国社会福祉協議会出版部 1993 年 46 頁
- [5] 鈴木智敦「社会資源の活用と開発」身体障害者ケアマネジメント研究会監修『障害者ケアマネージャー養成テキスト』中央法規出版 2003 年 103 頁
- [6] 小坂田稔「小さな町の地域ケアシステムづくりへの取り組み」小坂田稔編著『真の介護予防と地域包括支援センター』中央法規出版 2006 年 211 頁
- [7] 『地域ケア会議岡山モデル Part 2』岡山県社会福祉協議会、岡山県在宅介護・地域包括支援センター協議会 2007 年 61 頁・62 頁
- [8] 沢田清方「在宅ケアにおける社会福祉協議会活動」上野谷加代子他編『日本の在宅ケア』中央法規出版 1993 年 49 頁
- [9] 玉野井芳郎「人間におけるジェンダーの発見」鶴見和子著『鶴見和子曼荼羅 I』藤原書店 1997 年 540 頁
- [10] 加納恵子「地域福祉とケアの思想」右田紀久恵他編著『福祉の地域化と自立支援』中央法規出版 2000 年 54 頁
- [11] 全国社会福祉協議会地域福祉部「新・社会福祉協議会基本要項」1992 年
- [12] 牧里毎治「地域援助の理論と技術」黒木保博他編著『社会福祉援助技術論（下）』2002 年ミネルヴァ書房 137 頁
- [13] 右田紀久恵『福祉の地域化と自立支援』2000 年中央法規出版
- [14] 右田紀久恵『自治型地域福祉の展開』1993 年法律文化社